閲覧用

一皆さんのご意見をお寄せください一

子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)について

平成 26 年7月 杉並区

ご意見をお寄せください(区民等の意見提出手続)

平成27年4月から、就学前の教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、全国の区市町村を実施主体として開始されます。

これに伴い、区が新たに行うこととなる事務を処理するための基準を定める必要があります。 この度、区の基準(案)を作成しましたので、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基 づき、その内容をお知らせするとともに、区民の皆さんのご意見を伺います。

ご意見は、郵便、ファクス、Eメールまたは閲覧場所にある意見提出用紙に書いて、お寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(併せて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください(個人情報は一切公表いたしません。)。

区では、お寄せいただいたご意見を参考に、基準の策定を進めてまいります。なお、ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、本年9月頃に広報すぎなみなどで公表する予定です。

【閱覧場所】

子育て支援課、区政資料室(区役所西棟2階)、

区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

◎ 意見募集期間 平成26年7月11日(金)~8月10日(日)

◎ 意見提出先 子育て支援課 新制度準備担当

T166-8570

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

FAX 03 (5307) 0686

E-mail k-sien-k@city.suginami.lg.jp

◎ 区公式ホームページ http://www.city.suginami.tokyo.jp

◎ 問 合 せ 先 子育て支援課 新制度準備担当

TEL 03 (3312) 2111 (代表) 内線1398

~ 目 次 ~

内容	掲載ページ
1 子ども・子育て支援新制度について (1) 新制度の目的 (2) 新制度の主なポイント 区が定める基準についてご理解いただくために、新制度の目的 やポイントなどを説明します。	P1~2
2 新制度に基づき区が定める基準について (1) 地域型保育事業(家庭的保育事業等)の認可基準 (2) 教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)や地域型保育事業の確認基準 (3) 就学前の子どもに対する保育の必要性の認定基準 (4) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の設備・運営基準 新制度に基づき区が定める基準について説明します。	P3~5
3 基準(案)について (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案) (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案) (3) 保育の必要性の認定等に関する基準(案) (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) (5) 過料について 区が定める4つの基準(案)及び過料に関する考え方について説明します。	P6~49
4 用語説明	P50~52

1 子ども・子育て支援新制度について

(1)新制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は、地域の実情に応じて、就学前の教育・保育や地域の子ども・ 子育て支援を総合的に推進することを目的としています。

この新しい仕組みは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法(①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係法律の整備法)」に基づくもので、平成27年4月から、全国の区市町村を実施主体として開始することとなっています。

(2) 新制度の主なポイント

新制度のポイントは次の3つです。

①質の高い就学前の教育・保育を提供するため、**幼稚園と保育所の役割を併せ持つ「認定こども園」の普及**を進めます。

認定こども園とは ●3~5歳の子どもを対象に、幼児教 ●0~5歳の子どもを対象 育を実施します。 に、幼稚園と保育所両方の 幼稚園 ●通常の午後2時頃までの教育時間の 利点を活かし、就学前の保 ほかに、一時預かり事業を行う園も 育・教育を一体的に提供す 認定 あります。 る施設です。 こども園 保護者が働いているかど ●0~5歳の保育を必要とする子ども うかに関わらず利用でき、 を対象に保育・教育を実施します。 保護者の就労状況が変わ 保育所 ●通常の夕方までの保育時間のほか った場合でも通い慣れた に、延長保育を行う園もあります。 園を継続して利用できま す。

②待機児童を解消するため、新たな「地域型保育事業」等により保育の受入人数を拡大します。

地域型保育事業とは

新制度に基づき、新たに区が認可を行う保育事業で、主に待機児童の多い O~2 歳児が対象となります。

● 家庭的保育

家庭的な雰囲気の下で、少人数(定員5名以下)を対象に保育を実施する事業です。

● 小規模保育

保育所に比べ小規模な環境(定員 6~19 名)で、保育を実施する事業です。配置職員の資格要件の違いなどで、A・B・C の3類型があります。

地域型 保育事業

A型:認可保育所の分園型 B型:A型とC型の中間型

C型:家庭的保育のグループ(集合型)

● 居宅訪問型保育

病気や障害などの理由から、保育所等での集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で 1 対 1 の保育を行う事業です。

● 事業所内保育

区内の事業所が自社の従業員の子どもの保育を行っている保育所で、地域の子どもも一緒に受け入れて保育を行う事業です。保育所型(定員 20 名以上)と小規模型(定員 6~19 名)があります。

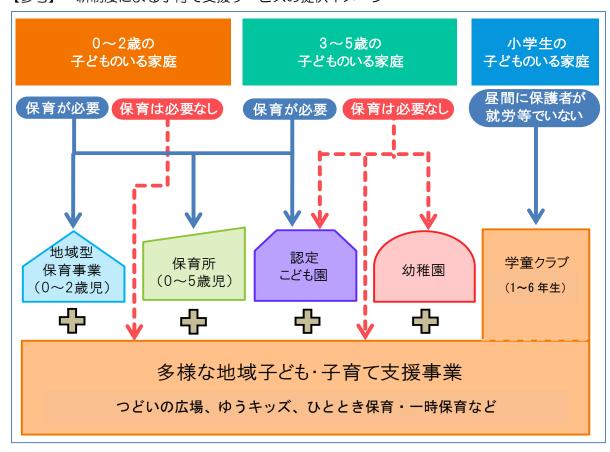
③全ての子育て家庭を支援するため、子育て支援サービスの利用相談窓口や一時預かり事業の場を整備するなど、**多様な「地域子ども・子育て支援事業」を充実**させます。

地域子ども・子育て支援事業とは

新制度に基づく地域子ども・子育て支援事業は、以下の13事業となります。

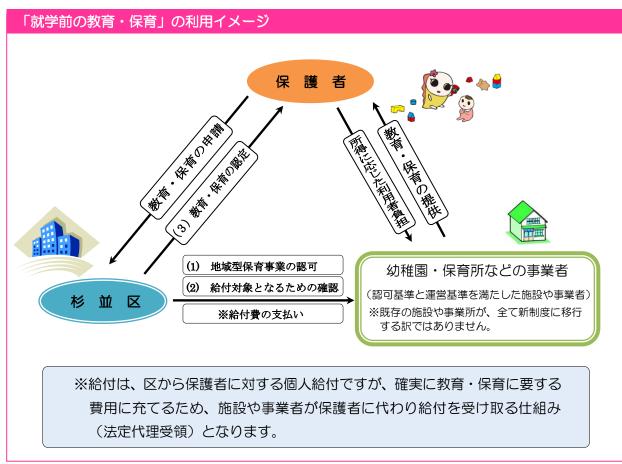
- ① 乳幼児親子のつどいの広場・ゆうキッズ(地域子育て支援拠点事業)
- ② 妊婦検診(妊婦健康診査事業)
- ③ すこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)
- ④ 要保護児童等支援のための事業 (養育支援訪問事業)
- ⑤ 子どもショートステイ(子育て短期支援事業)
- ⑥ ファミリーサポートセンター (子育て援助活動支援事業)
- ⑦ ひととき保育・一時保育(一時預かり事業)
- ⑧ 延長保育(時間外保育事業)
- ⑨ 病児・病後児保育(病児保育事業)
- ⑩ 学童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ⑪ 子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業(利用者支援事業)[新規]
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業[新規]
- ③ 多様な主体の新制度への参入促進事業[新規]

【参考】 新制度による子育て支援サービスの提供イメージ



2 新制度に基づき区が定める基準について

新制度における「就学前の教育・保育」の利用は、以下のイメージとなります。区は国が示す基準等を基に、これらの新たな事務を処理するための基準を定める必要があります。



区の基準を定めるに当たっては、国が定める基準(「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があります)を基に、地域の実情に応じて定めることとされています。

【従うべき基準と参酌すべき基準】

類型	内容
	必ず適合しなければならない基準。
従うべき基準	この範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるも
	のの、異なる内容を定めることは認められない。
参酌すべき基準	区市町村が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内
多則9八 己 基準	容を定めることが許容される基準。

(1)地域型保育事業(家庭的保育事業等)(※)の認可基準

新制度により新たに制度化される地域型保育事業については、区が認可を行うこととなっており、 そのための認可基準を区が条例により定める必要があります。

⇒「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)」[6頁参照]についてご意見を伺います。

(2)教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)や地域型保育事業(※)の確認基準

区は、教育・保育施設や地域型保育事業を行う事業者が、新制度に基づく給付を受ける対象として適切な運営を行っているかを確認することとなっており、そのための確認基準を区が条例により 定める必要があります。

⇒「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)」[25 頁参照]について ご意見を伺います。

【「認可」と「確認」の管轄一覧】

区分	施設・事業	「認可」の管轄	「確認」の管轄
	幼稚園		
教育・保育施設	保育所	東京都	
	認定こども園		
	家庭的保育事業		杉並区
地域型保育事業	小規模保育事業	杉並区	
(家庭的保育事業等)※	居宅訪問型保育事業	少业区	
	事業所内保育事業		

(3) 就学前の子どもに対する保育の必要性の認定基準

新制度では、区が、保護者の申請に基づき、就学前の子ども一人ひとりに対して保育の必要性を認定し、認定証を交付することとなっており、そのための認定基準を区が条例等により定める必要があります。

⇒「保育の必要性の認定等に関する基準(案)」[42頁参照]について、ご意見を伺います。

【「認定」の区分等】

年齢	保育の必要性	認定区分(保育必要量)	利用できる主な施設・事業
	なし	1号認定(教育標準時間)	幼稚園・認定こども園
満3歳以上	\$ IO	2号認定(保育標準時間)	
	あり	2号認定(保育短時間)	保育所・認定こども園
	なし	認定対象外	_
満3歳未満	\$ IO	3号認定(保育標準時間)	保育所・認定こども園
	あり	3号認定(保育短時間)	・地域型保育事業

※ただし、保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、幼稚園を利用することは可能です。

【保育必要量】

区分	利用可能な時間
教育標準時間	1 日あたり 4 時間まで
保育標準時間	1 日あたり 11 時間まで
保育短時間	1 日あたり 8 時間まで

[※]各区分や利用可能な時間は、現時点での保育の必要性の認定に関する国の方針に基づくものであり、「保育の必要性の認定等に関する基準(案)」の「保育の必要量」の項目[42 頁参照]で、ご意見を伺っています。

(4) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) の設備・運営基準

新制度では、保護者が昼間留守になる家庭の子どもに対する放課後児童健全育成事業(学童クラブ)について、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるとともに、事業の対象児童を小学校1~6年生(区では現在、小学1~4年生(障害児は6年生まで)を対象に実施)に拡大することとなっており、国が示す基準に基づき、引き続き、学童クラブにおける適切な育成環境を確保するための基準を区が条例により定める必要があります。

⇒「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)」[44 頁参照]について、ご意見を 伺います。

新制度における放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の対象児童

≪おおむね 10 歳未満の児童≫

※区では、小学 1~4 年生(障害児は6年生まで)を対象に実施







≪小学校に就学している児童≫ (小学 1~6 年生)

3 基準 (案) について

以下の4つの基準(案)及び過料に関する規定について、区民意見の提出手続きに基づき、ご意 見を伺います。

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案) について

以下、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(国基準)と杉並区基準(案)となります。国基準を変更する箇所は、*波線*の部分となります。なお、【従】とあるのは「国基準に従うべきとされているもの(従うべき基準)」、【参】とあるのは「地域の実情に応じて国と異なる内容を定めることが許容されるもの(参酌すべき基準)」です。

【各事業共通の基準】

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
1	基準の 目的		・ 利用乳幼児(家庭的保育事業等を利用している乳児 又は幼児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な 環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受け た職員が保育を提供することにより、心身ともに健や かに育成されることを保障する。(第2条)	国基準のとおり
2	基準の 向上		 区長は、児童の保護者等の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。) に対し、基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 区は、基準を常に向上させるように努める。(第3条) 	国基準のとおり
3	基準と 事業者	参	・ 家庭的保育事業者等は、基準を超えて、常に、その 設備等を向上させなければならない。・ 基準を超えている場合は、その設備等を低下させて はならない。(第4条)	国基準のとおり
4	事業者の一般原則	参	 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重して、運営をしなければならない。 家庭的保育事業者等は、地域社会と交流・連携し、保護者及び地域社会に対し、運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。 家庭的保育事業者等は、保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 家庭的保育事業者等は、外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
			所を除く。) の構造設備は、利用乳幼児の保健衛生や危害防止を考慮したものとする。(第5条)	
5	保育所等との連携	従	・ 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この項目において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次の事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。(連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、この基準の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。(附則第3条)) ① 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言等を行うこと。 ② 必要に応じて、代替保育を提供すること。 ③ 家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。(第6条)	国基準のとおり
6	事業者と 非常災害	参	・ 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。) は、消火用具、非常口等を設置し、非常災害に対する 計画を立て、訓練するように努めなければならない。・ 避難・消火訓練は、少なくとも毎月一回、行わなければならない。(第7条)	国基準のとおり
7	職員の 一般的 要件	参	・ 職員は、健全な心身、豊かな人間性・倫理観を備え、 児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。 (第8条)	国基準のとおり
8	職員の知 識・技能 の向上等	参	・ 職員は、自己研さんに励み、必要な知識・技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。・ 家庭的保育事業者等は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。(第9条)	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
9	併設施設 の設備・ 職員の 基準	参	・ 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、設備・職員の一部を兼ねることができる。ただし、特有の設備や利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。 (第10条)(※下線部は従うべき基準)	国基準のとおり
10	利用 乳幼児の 取扱い	従	・ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、 社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。・ 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 虐待等の行為をしてはならない。(第11条、第12条)	国基準のとおり
11	懲戒に係 る権限の 濫用禁止	従	・ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し懲戒するときは、その権限を濫用してはならない。(第13条)	国基準のとおり
12	衛生管理等	参	 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この項目において同じ。)は、設備、食器、飲用水等の衛生的な管理に努めなければならない。 家庭的保育事業者等は、感染症又は食中毒の発生・まん延の防止に努めなければならない。 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)には、必要な医薬品を備え、適正に管理しなければならない。 居宅訪問型保育事業者は、職員の清潔の保持・健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 居宅訪問型保育事業者は、設備・備品について、衛生的な管理に努めなければならない。(第14条) 	国基準のとおり
13	食事	従	 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)内で調理する方法等により行わなければならない。 家庭的保育事業者等が提供する食事の献立は、できる限り、変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 食事は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
			・ 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。) は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む 力の育成に努めなければならない。(第15条) ・ 次の要件を満たす家庭的保育事業者等(居宅訪問型	国基準のとおり
14	食事の提供の特例	従	保育事業者を除く。以下この項目において同じ。)は、食事の提供について、搬入施設において調理し搬入する方法により行うことができる。この場合においても、家庭的保育事業者等は、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ① 家庭的保育事業者等の管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ② 献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③ 調理業務の受託者を、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。 ④ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤ 利用乳幼児の発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ・ 搬入施設は、次のいずれかの施設とする。 ・ 搬入施設は、次のいずれかの施設とする。 ① 連携施設 ② 家庭的保育事業者等と同一・関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③ 義務教育諸学校又は共同調理場等(第16条)	
15	乳幼児及 び職員の 健康診断	参	 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。 以下この項目において同じ。)は、利用乳幼児に対し、 利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期 健康診断等を行わなければならない。 家庭的保育事業者等は、乳幼児の利用開始前の健康 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
			診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全	
			部又は一部に相当すると認められるときは、これを行	
			わないことができる。	
			・ 健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子	
			健康手帳等に記入するとともに、必要に応じ保育の提	
			供を停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育	
			事業者等に勧告しなければならない。	
			・ 職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食	
			事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければな	
			らない。(第 17 条)	
			・ 家庭的保育事業者等は、次の事項に関する規程を定	国基準のとおり
			めておかなければならない。	
			① 事業目的・運営方針	
			② 提供する保育内容	
			③ 職員の職種、員数、職務内容	
			④ 保育の提供日、提供時間	
16	内部規程	参	⑤ 費用の種類、額等	
			⑥ 利用定員	
			⑦ 利用の開始に関する事項等の留意事項	
			⑧ 緊急時等の対応方法	
			⑨ 非常災害対策	
			⑩ 虐待の防止に関する事項	
			① その他重要事項(第18条)	同せがのしむの
4 7	4E 75	4	・ 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利	国基準のとおり
17	帳簿 	参	用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備して	
			おかなければならない。(第 19 条)	日甘港の にわり
18	秘密保持	従	・ 家庭的保育事業者等の職員(退職者を含む。)は、業	国基準のとおり
	等		務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(第20条)	
			・ 家庭的保育事業者等は、苦情受付窓口を設置する等	国基準のとおり
			の必要な措置を講じなければならない。	
19	苦情対応	参	・ 家庭的保育事業者等は、その提供した保育に関し、	
			区から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行	
			わなければならない。(第 21 条)	

【家庭的保育事業】

	(家庭的保育事業) 				
No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)	
20	配置職員	従	・ 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。(第23条第1項)	国基準のとおり	
21	資格要件	従	・ 家庭的保育者は、区長が行う研修等を修了した保育 士又は保育士と同等以上の知識・経験を有すると区長 が認める者であって、保育に専念でき、欠格事由等に 該当しない者とする。(第23条第2項)	家庭的保育者は、 保育士、教員、助 産師、保健師又は 看護師のいずれ かの資格を有し、 育児経験又は 3 年以上の保育経 験を有する者で あって、区長が行 う研修等を修了 し、保育に専念で き、欠格事由等に 該当しない者と する。	
22	職員数	従	・ 家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(区長が行う研修等を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。)とともに保育する場合には、5人以下とする。(第23条第3項)	国基準に加え、保 育室を2階以上 に設ける場合は、 家庭的保育者1 人が保育できる 乳幼児の数は、2 人以下とする。た だし、家庭的保育 者が、家庭的保育 補助者とともに 保育する場合に は、4人以下とす る。	
23	設備基準	参	・ 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の要件を満たすものとして、区長が適当と認める場	国基準に加え、2 方向の避難経路 を確保すること	

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
			所で実施するものとする。 ① 保育を行う専用の部屋を設けること。 ② 専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。 ③ 保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ④ 衛生的な調理設備・便所を設けること。 ⑤ 敷地内に乳幼児の遊戯等に適した広さの庭(付近の代替え施設可)があること。 ⑥ 庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。 ⑦ 火災報知器・消火器を設置するとともに、消火訓練・避難訓練を定期的に実施すること。 (第22条)(※下線部は従うべき基準)	
24	耐火基準		・特に規定なし	保育室を 2 階以 上に設ける場合 は、耐火又は準耐 火建築物とする こと
25	保育時間	参	・ 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めるものとする。(第24条)	国基準のとおり
26	保育の 内容	従	・ 家庭的保育事業者は、保育所保育指針に準じ、家庭 的保育事業の特性に留意して、乳幼児の心身の状況等 に応じた保育を提供しなければならない。(第25条)	国基準のとおり
27	保護者 との連絡	参	・ 家庭的保育事業者は、保護者と密接な連絡をとり、 保育の内容等につき、理解・協力を得るよう努める。 (第26条)	国基準のとおり

【国の基準と異なる基準を定める理由】

$(N_0.21)$

保育や育児に関し経験を有する者を配置することにより、家庭的保育事業において、提供される保育の質を高めるとともに、安全性を確保するためです。

$(N_0.22\sim24)$

災害や事故など不測の事態に備え、家庭的保育事業における保育の安全性を確保するためです。

【小規模保育事業】

	規模保育事業 	従		国基準(概要)		
No.	項目	参 A型 B型 C型		杉並区基準(案) 		
			・保育士	・保育士	・家庭的保育者	A型・B型は、国
				・研修修了者	・家庭的保育補	基準に加え、事業
	#7 @P ##// @	/24			助者	所ごとに施設長
28	配置職員	従	・嘱託医			を配置する。
			・調理員(調理委託	E又は搬入の場合は 7	不要)	
			(第29条第1項、	第31条第1項、第	第34条第1項)	
				研修修了者:区長	家庭的保育者:	A型・B型は、国
				が行う研修を修	No.21 に同じ。	の基準に加え、施
				了した者		設長の資格要件
				(家庭的保育者	家庭的保育補助	を定めることと
				又は家庭的保育	者:No.22 に同	し、施設長は、次
				補助者は、この基	じ。	の項目のいずれ
				準の施行の日か		も満たすことと
				ら起算して5年		<u>する。</u>
29	資格要件	従		を経過する日ま		・保育士の資格を
				での間、研修修了		有すること
				者とみなす。)		・6 年以上の連続
				(第31条第1		した保育経験を
				項、附則第4条)		有すること
						・常勤であること
						<u>C型は、M21 杉</u>
						並区基準(案)に
						同じ
			保育士の数は、次	保育士及び研修	家庭的保育者	A型は、国基準の
			の区分ごとに算出	修了者の数は、次	1人が保育で	とおり
			された人数の合計	の区分ごとに算	きる乳幼児の	B型は、保育士及
			に 1 を加えた数以	出された人数の	数は、3人以下	び研修終了者の
			上とする。	合計に 1 を加え	とする。ただ	<u>うち3/5以上は</u>
30	職員数	従		た数以上とし、そ	し、家庭的保育	保育士とする。
	1772 327	"-		のうち1/2 以上	者が、家庭的保	C型は、国基準に
				は保育士とする。	育補助者とと	加え、保育室を2
					もに保育する	階以上に設ける
			【〇歳】	【O 歳】	場合には、5人	場合は、家庭的保
			乳児おおむね3人	乳児おおむね 3	以下とする。	育者1人が保育
			に対し、保育士1	人に対し、保育士	(第34条第	できる乳幼児の

N _a	150	従		国基準(概要)		*************************************
No.	項目	参	Α型	B型	C型	杉並区基準(案)
			人	又は研修修了者	2項)	数は、2人以下と
				1人		する。ただし、家
			【1・2 歳】	【1・2 歳】		庭的保育者が、家
			幼児おおむね6人	幼児おおむね 6		庭的保育補助者
			に対し、保育士 1	人に対し、保育士		とともに保育す
			人	又は研修修了者		る場合には、4人
				1人		以下とする。
			【3歳】	【3歳】		
			児童おおむね 20	児童おおむね		
			人に対し、保育士	20人に対し、保		
			1人	育士又は研修修		
				了者 1 人		
			【4 歳~】	【4 歳~】		
			児童おおむね 30	児童おおむね 30		
			人に対し、保育士	人に対し、保育士		
			1人	又は研修修了者		
				1人		
			※保健師又は看護	※保健師又は看		
			師を1人に限り保	護師を1人に限		
			育士とみなすこと	り保育士とみな		
			ができる。	すことができる。		
			(第29条第2項	(第31条第2		
			及び第3項)	項及び第3項)		

Ma	话口	従		国基準(概要)		**** (安)
No.	項目	参	A型	B型	C型	杉並区基準(案)
			【O·1歳】		【O·1歳】	A型・B型は、国
			・乳児室(3.3 ㎡」	以上/1 人) 又はほ	・乳児室(3.3	基準のとおり
			ふく室(3.3 ㎡)	人上/1人)	㎡以上/1 人)	C型は、国基準に
					又はほふく	加え、2方向の避
					室(3.3 ㎡以	難経路を確保す
					上/1人)	ること
			【2 歳~】		【2 歳~】	
			・保育室(1.98 m ²	以上/1 人) 又は遊	・保育室(3.3	
			戯室(1.98 m以	上/1人)	㎡以上/1 人)	
			・屋外遊戯場		又は遊戯室	
			(付近の代替え旅	1設可)	(3.3 ㎡以上	
			(3.3 ㎡以上/1 ,	人)	/1 人)	
					・屋外遊戯場	
31	 設備基準	参			(付近の代	
					替施設可)	
					(3.3 ml以	
					上/1 人)	
			【共通設備】		【共通設備】	
			・ <u>調理設備</u> 、便所	_	・ <u>調理設備</u> 、便	
			・保育に必要な用具		所	
					・保育に必要な	
					用具	
				ら第6号まで・第3		
			2条)(※下線部は行	定つべる 基準)	号から第6号	
					まで)(※下線部	
					は従うべき基準と	
					準)	
			• 別紙「(耐火其)	 単に関する国基準)」	 <i>(2</i> 3頁)のとお	国基準のとおり
				- 150g 9 000至十/3 7号、第32条、第3		ただし、A・B型
					,	については、保育
	- 1.1					室を1階に設け
32	耐火基準 	参				る場合であって
						も耐火又は準耐
						火建築物である
						Z.E.
L	J	ı				

Ma	话口	従		国基準(概要)		**☆☆ *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** ***
No.	項目	参	A型	B型	C型	杉並区基準(案)
			・ 6人以上19人	以下	· 6人以上1	国基準のとおり
					0人以下 (第	
					35条)(こ	
					の基準の施	
					行の日から	
					起算して5	
33	利用定員	従			年を経過す	
33	彻历足其	1AE			る日までの	
					間は6人以	
					上15人以	
					下とするこ	
					とができる	
					(附則第5	
					条))	
			· No.25、 <u>No.2</u>	<u>6</u> 、No.27 の規定は	以,規模保育事業	国基準のとおり
			A型、小規模保育	事業B型及び小規模	莫保育事業C型に	
34	準用	参	ついても適用する	5 .		
			(第30条、第3	32条、第36条)(※下線部は従う	
			べき基準)			

【国の基準と異なる基準を定める理由】

 $(N_0.28 \cdot 29)$

A・B型については、保育士資格を有する等の要件を満たした常勤の施設長を配置することにより、事業所の運営管理を確実に行えるようにするためです。

C型については、保育や育児に関し経験を有する者を配置することにより、小規模保育事業 C型において、提供される保育の質を高めるとともに、安全性を確保するためです。

$(N_0.30)$

保育に従事する者のうち保育士の割合を高めることにより、小規模保育事業B型において、提供される保育の質を高めるとともに、安全性を確保するためです。

$(N_0.30 \cdot 31)$

災害や事故など不測の事態に備え、小規模保育事業C型における保育の安全性を確保するためです。

$(N_0.32)$

1階に保育室を設ける場合であっても耐火又は準耐火建築物にすることにより、火災などの非常時における安全性を確保するためです。

【居宅訪問型保育事業】

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
35	居宅 訪問型 保育事業	従	・居宅訪問型保育事業者は、次の保育を提供するものとする。 ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ② 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が利用定員を減少させる場合に、引き続き教育・保育の提供等を希望する者の便宜のために行う保育 ③ 保育を必要とする乳幼児が保育を利用できない場合に区が行う措置に対応するために行う保育 ④ 母子家庭等の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度・家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育 ⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると区が認めるものにおいて行う保育(第37条)	国基準のとおり
36	職員	従	・ 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。 (第39条)	国基準のとおり
37	設備 · 備品	参	・ 居宅訪問型保育事業者の事業所には、事業の運営を 行うために必要な広さを有する専用の区画を設ける ほか、保育の実施に必要な設備・備品等を備えなけれ ばならない。(第38条)	国基準のとおり
38	連携施設	従	・ 居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、その乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、あらかじめ、連携する区の指定する施設を適切に確保しなければならない。(第40条)	国基準のとおり
39	準用	参	No.25、No.26、No.27の規定は居宅訪問型保育事業についても適用する。(第41条)(※下線部は従うべき基準)	国基準のとおり

【事業所内保育事業】

Al.	150	従	国基準(微要)	******
No.	項目	参	保育所型	小規模型	杉並区基準(案)
40	利用定員	_	・20 人以上	・19 人以下	国基準のとおり
			・保育士	・保育士	小規模型に、国の
				・研修修了者	基準に加え、事業
41	配置職員	従	・嘱託医		所内保育事業所
			・調理員(調理委託又は搬入	(の場合は不要)	ごとに施設長を
			(第44条第1項、第47条	等1項)	配置する。
				・研修修了者:No.29 に	国基準に加え、施
				同じ。(家庭的保育者又は	設長の資格要件
				家庭的補助者は、この基準	を定めることと
				の施行の日から起算して	し、施設長は、次
				5年を経過する日までの	の項目のいずれ
				間、研修修了者とみなす。	も満たすことと
42	資格要件	従		(附則第4条))	<u>する。</u>
					・保育士の資格を
					有すること
					・6年以上の連続
					した保育経験を
					有すること
					・常勤であること

Ma	话口	従	国基準(概要)	*************************************
No.	項目	参	保育所型	小規模型	杉並区基準(案)
			保育士の数は、次の区分ご	保育士及び研修修了者の	国基準のとおり
			とに算出された人数の合計	数は、次の区分ごとに算出	ただし、小規模型
			以上とする。ただし、保育	された人数の合計に 1 を	における保育士
			士の数は2人を下回ること	加えた数以上とし、そのう	及び研修終了者
			ができない。	ち1/2 以上は保育士とす	のうち3/5以上
				る 。	は保育士とする。
			【O 歳】	【O 歳】	
			乳児おおむね3人に対し、	乳児おおむね3人に対し、	
			保育士 1 人	保育士又は研修修了者1	
				人	
			【1・2歳】	【1・2歳】	
			幼児おおむね6人に対し、	幼児おおむね6人に対し、	
			保育士 1 人	保育士又は研修修了者1	
43	職員数	従		人	
			【3 歳】	【3 歳】	
			児童おおむね20人に対	児童おおむね20人に対	
			し、保育士1人	し、保育士又は研修修了者	
				1人	
			【4歳~】	【4歳~】	
			児童おおむね30人に対	児童おおむね30人に対	
			し、保育士1人	し、保育士又は研修修了者	
				1人	
			※保健師又は看護師を1人	※保健師又は看護師を1	
			に限り保育士とみなすこと	人に限り保育士とみなす	
			ができる。	ことができる。	
			(第44条第2項及び第3	(第47条第2項及び第	
			項)	3項)	

Ma	话口	従		国基準	(概要)		*************************************		
No.	項目	参	保育所	f型	小規	模型	杉並区基準(案)		
44	利用定員	参	応じ、事業所 外の乳幼児(内保育が提供 (「その他の乳)る乳幼児数以	次の表の利用が される被用者が 幼児」という。 以上の定員枠を 利用定員 26~30人 31~40人 41~50人 51~60人	等の乳幼児以	国基準のとおり		
					16~20人 21~25人	5人 6人	61~70人 71 人~	20人	
45	設備基準	参	ポ以上/1人 ・医務室 【2歳~】 ・保育室(1.9	Si < 室 (3.3) 8 ㎡以上/1 室 (1.98㎡ (付近の代替 : 3 ㎡以上/1 ft	人) スは スは で に で に に で に に に に に に に に に に に に に	98 ㎡以上/1 壁戯室(1.98 人) (付近の代替 (3.3 ㎡以上	国基準のとおり		

No	150	従	国基準(概要)	***○甘淮 (安)
No.	項目	参	保育所型	小規模型	杉並区基準(案)
			・ 別紙「(耐火基準に関する	3国基準)」(23 頁) のとお	国基準のとおり
			り(第43条第8号、第4	-8条)	ただし、小規模型
					については、保育
46	 耐火基準	参			室を1階に設け
140		2			る場合であって
					も耐火又は準耐
					火建築物である
					<u></u>
			・ 連携施設の確保に当た		国基準のとおり
			って、集団保育の機会の		
47	連携施設	従	設定、代替保育の提供等		
- '	の特例	ΙX	に係る連携協力を求める		
			ことを要しない。		
			(第45条)		
			 No.25, <u>No.26</u>, No.2 	7の規定は保育所型事業所	国基準のとおり
48	準用	参	内保育及び小規模型事業所	f内保育についても適用す	
			る。(第46条、第48条)	(※下線部は従うべき基準)	

【国の基準と異なる基準を定める理由】

$(N_0.41 \cdot 42)$

保育士資格を有する等の要件を満たした常勤の施設長を配置することにより、事業所内保育事業所の運営管理を確実に行えるようにするためです。

$(N_0.43)$

保育に従事する者のうち保育士の割合を高めることにより、小規模型事業所内保育事業において、提供される保育の質を高めるとともに、安全性を確保するためです。

$(N_0.46)$

1階に保育室を設ける場合であっても耐火又は準耐火建築物にすることにより、火災などの非常時における安全性を確保するためです。

【経過措置】

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
49	食事の 提供の 経過措置	従	・ この基準の施行の日の前日において現に存する保育所・保育事業者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この基準の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、No.13、No.20(調理員に係る部分に限る。)、No.23(調理設備に係る部分に限る。)、No.28(調理員に係る部分に限る。)、No.41(調理員に係る部分に限る。)No.45(調理設備に係る部分に限る。)以o.45(調理設備に係る部分に限る。)は適用しないことができる。(附則第2条)	国基準のとおり

別紙(耐火基準に関する国基準)

- ・小規模保育事業A型(第28条第7号)
- ・小規模保育事業 B型(第32条)
- · 小規模保育事業 C型(第33条第7号)
- ・小規模型事業所内保育事業(第48条)

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を設ける建物は、次の要件を満たすこと。

- ・保育室等を2階に設ける場合
 - ① 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - ② 常用、避難用の区分に応じて、以下の施設のいずれかが設けられていること。

常 用:(1)屋内階段 (2)屋外階段

避難用:(1)屋内避難階段又は特別避難階段 (2)待避上有効なバルコニー

(3) 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段

- ③保育室等や乳幼児が通る場所に転落事故防止設備が設けられていること。
- ・保育室等を3階に設ける場合
 - ① 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - ② 常用、避難用の区分に応じて、以下の施設のいずれかが設けられていること。

常用:(1)屋内避難階段又は特別避難階段 (2)屋外階段

避難用:(1)屋内避難階段又は特別避難階段

- (2) 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
- (3)屋外階段
- ③ ②の施設・設備が避難上有効な位置で、かつ、保育室等からの歩行距離が30m以下であること。
- ④ 調理設備以外の部分と調理設備の部分が耐火構造の床・壁等で区画されており、換気・ 冷暖房設備のダクトが床・壁を貫通する部分に、防火上ダンパーが設けられていること。 ※自動式スプリンクラーが設置されている場合等は、④の基準は適用しない。
- ⑤ 壁・天井の仕上げが不燃材料によってなされていること。
- ⑥ 保育室等や乳幼児が通る場所に転落事故防止設備が設けられていること。
- ⑦ 非常警報器具・非常警報設備と消防機関への火災通報設備が設けられていること。
- ⑧ カーテン、敷物、建具等に防炎処理が施されていること。
- ・保育室等を4階以上の階に設ける場合
 - ① 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - ② 常用、避難用の区分に応じて、以下の施設のいずれかが設けられていること。

常 用:(1)屋内避難階段又は特別避難階段 (2)屋外避難階段

- 避難用:(3)屋内避難階段又は特別避難階段(屋内避難階段の場合は、1階から保育室等のある階までの部分に限り、屋内と階段室は、バルコニー等を通じて連絡し、かつ、耐火構造壁や防火設備等を有するものとする。)
 - (4) 耐火構造の屋外傾斜路 (5) 屋外避難階段
- ③ 3階に設ける場合の要件③~⑧を満たすこと。
- ・保育所型事業所内保育事業(第43条第8号)

保育室等を設ける階に応じて、上記に規定する要件を満たすこと。

※「調理設備」に関する要件は、「調理室」に関する要件と読み替える。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案) について

以下、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(国基準)と杉並区基準(案)となります。なお、【従】とあるのは「国基準に従うべきとされているもの(従うべき基準)」、【参】とあるのは「地域の実情に応じて国と異なる内容を定めることが許容されるもの(参酌すべき基準)」です。区の実情に国基準と異なる基準とすべき事情・特性はないことから、国基準のとおりとします。

【特定教育・保育施設の運営に関する基準】

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
1	一般原則		 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 特定教育・保育施設等は、子どもの意思・人格を尊重して、常にその子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 特定教育・保育施設等は、地域・家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、小学校、他の特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。 特定教育・保育施設等は子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 (第3条) 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)			
	利用定員に関する基準						
2	利用定員	従	・特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員の数を20人以上とする。 ・特定教育・保育施設は、次の特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれに定める子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、満3歳未満の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。 ① 認定こども園 (ア)満3歳以上の子ども((イ)であるものを除く。)(イ)満3歳以上の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (ウ)満3歳未満の子どもであって、内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ② 幼稚園 (ア) ③ 保育所 (イ)及び(ウ)(第4条)	国基準のとおり			
			運営に関する基準				
3	内容及び 手続の 説明及び 同意	従参	・ 特定教育・保育施設は、あらかじめ、利用申込者に対し、利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。(第5条第1項) ・ 特定教育・保育施設は、利用申込者の承諾を得て、文書の交付に代えて、文書に記載すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。 (第5条第2項から第6項まで)	国基準のとおり			

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
4	利みる理い否申対当の供禁等	従	 特定教育・保育施設は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、利用申込数が利用定員の数を上回る場合は、抽選・申込順、理念に基づく選考、公正な方法等により選考しなければならない。 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、利用申込数が利用定員の数を上回る場合は、保育の必要の程度・家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 (第6条第1項から第4項まで) 	国基準のとおり
		参	・ 特定教育・保育施設は、適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。(第6条第5項)	
5	あっせ ん、調整 及び要請 に対する 協力	従	 特定教育・保育施設は、区が行うあっせん・要請に対し、できる限り協力しなければならない。 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、保育を必要とする子どもに係る利用について保育の需要に応ずるに足りる認定こども園、保育所又は家庭的保育事業等が不足するおそれがある場合等に区が行う調整・要請に対し、できる限り協力しなければならない。(第7条) 	国基準のとおり
6	受給資格 等の確認	参	・ 特定教育・保育施設は、認定証により、有効期間や保育の必要量等を確かめるものとする。(第8条)	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
7	支給認定 の申請に 係る援助	参	 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 特定教育・保育施設は、やむを得ない理由がある等の場合を除き、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも、その有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。(第9条) 	国基準のとおり
8	心身状況 等の把握	参	・ 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、その 置かれている環境等の把握に努めなければならない。 (第10条)	国基準のとおり
9	小学校等 との連携	参	・ 特定教育・保育施設は、円滑な移行に資するよう、 特定教育・保育の提供を終了する際、小学校や他の施 設に子どもについての情報を提供し、連携に努めなけ ればならない。(第11条)	国基準のとおり
10	教育・保 育の提供 の記録	参	・ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。(第12条)	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
11	利用番等の	従	 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、保護者から、特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、保護者から受けることができる。 特定教育・保育施設は、日用品の購入費用、行事への参加費、食事の提供に要する費用等の支払を保護者から受けることができる。 特定教育・保育施設は、上記の費用の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価や日用品の購入費用等の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途、額、支払を求める理由について書面によって明らかにし、保護者に対して説明を行い、文書による同意(日用品の購入費用等の金銭の支払に係る同意は文書によることを要しない。)を得なければならない。(第13条) 	国基準のとおり
12	施設型給 付費等の 額に係る 通知等	参	 特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、その額を通知しなければならない。 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した特定教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。(第14条) 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
13	特定教育 ・保育の 取扱方針	従	 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれの区分に定めるものに基づき、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園 幼稚園教育要領及び保育所保育指針(幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる。) 幼稚園 幼稚園教育要領 保育所保育指針(第15条) 	国基準のとおり
14	特定教育 ・保育に 関する 評価等	参	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。特定教育・保育施設は、外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。(第16条)	国基準のとおり
15	相談及び 援助	参	・ 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、その 置かれている環境等の把握に努め、子ども又はその保 護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な援 助を行わなければならない。(第17条)	国基準のとおり
16	緊急時等 の対応	参	・ 特定教育・保育施設の職員は、子どもに体調の急変が生じた場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (第18条)	国基準のとおり
17	支給認定 保護者に 関する区 への通知	参	・ 特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な 行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けよ うとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区 に通知しなければならない。(第19条)	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
18	運営規程	参	 特定教育・保育施設は、次の事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 事業目的・運営方針 提供する教育・保育内容 職員の職種、員数、職務内容 開所日、開所時間 利用者負担額、費用の種類 利用定員 利用の開始に関する事項、選考方法等の留意事項 緊急時等の対応方法 非常災害対策 虐待の防止に関する事項 その他重要事項(第20条) 	国基準のとおり
19	勤務体制の確保等	参		国基準のとおり
20	定員の 遵守	参	・ 特定教育・保育施設は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。(第22条)	国基準のとおり
21	掲示	参	・ 特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (第23条)	国基準のとおり
22	支給認定 子どもの 取扱い	従	特定教育・保育施設は、子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。特定教育・保育施設の職員は、子どもに対し、虐待等の行為をしてはならない。(第24条、第25条)	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
23	懲戒に係 る権限の 濫用禁止	従	・ 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)の管理者は、子どもに対し懲戒するときは、その権限を濫用してはならない。(第26条)	国基準のとおり
24	秘密保持	従	 特定教育・保育施設の職員(退職者を含む。)は、 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 特定教育・保育施設は、小学校や他の施設等に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。(第27条) 	国基準のとおり
25	情報の 提供等	参	 特定教育・保育施設は、保護者が、適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 特定教育・保育施設は、虚偽・誇大な広告をしてはならない。(第28条) 	国基準のとおり
26	利益供与 等の禁止	参	 特定教育・保育施設は、子ども又はその家族に当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、他の施設事業者等に対して金品等を与えてはならない。 特定教育・保育施設は、子ども又はその家族を紹介することの対償として、他の施設事業者等から金品等を収受してはならない。(第29条) 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
27	苦情解決	参	 特定教育・保育施設は、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録しなければならない。 特定教育・保育施設は、子ども等からの苦情に関して、区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、区からの物件の提出・提示命令又は区職員からの質問・検査に応じるとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。 (第30条) 	国基準のとおり
28	地域との連携等	参	・ 特定教育・保育施設は、その運営に当たり、地域住 民等との連携・協力を行う等、地域との交流に努めな ければならない。(第31条)	国基準のとおり
29	事故発生 の防止及 び発生時 の対応	従	 特定教育・保育施設は、事故の発生・再発を防止するため、事故発生の防止のための指針の整備や定期的な研修等を行わなければならない。 特定教育・保育施設は、事故が発生した場合は、速やかに、区、子どもの家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。 特定教育・保育施設は、事故の状況や処置について記録しなければならない。 特定教育・保育施設は、事故の状況や処置について記録しなければならない。 特定教育・保育施設は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (第32条) 	国基準のとおり
30	会計の 区分	参	・ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。(第33条)	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
31	記録の 整備	参	 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 特定教育・保育の提供に当たっての計画 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 区への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況や処置についての記録(第34条) 	国基準のとおり
特例	施設型給付	費に	関する基準	
32	特別利用 保育の 基準	従	・ 特定教育・保育施設(保育所に限る。この項目において同じ。)が No.2(ア)の子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、東京都が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る。)を遵守しなければならない。 ・ 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、No.2(イ)の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ・ 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特別利用保育については、一部の規定を除き特定教育・保育施設の運営に関する基準を適用する。(第35条)	国基準のとおり
33	特別利用 教育の 基準	従	・ 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)がNo.2(イ)の子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、学校の設備、編制その他に関する設置基準(幼稚園に係るものに限る。)を遵守しなければならない。 ・ 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)が、特別利用教育を提供する場合には、No.2(ア)の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ・ 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特別利用教育については、一部の規定を除き特定教育・保育施設の運営に関する基準を適用する。(第36条)	国基準のとおり

【特定地域型保育事業者の運営に関する基準】

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
利用	 定員に関す		<u> </u>	
34	利用定員	従	・ 特定地域型保育事業の利用定員は次のとおりとする。 ①家庭的保育事業	国基準のとおり
運営				
35	内容及び 手続の 説明及び 同意	従参	 特定地域型保育事業者は、あらかじめ、利用申込者に対し、連携施設の種類、名称等利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。(第38条第1項) 特定地域型保育事業者は、利用申込者の承諾を得て、文書の交付に代えて、文書に記載すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。(第38条第2項) 	国基準のとおり
36	正当な理 由のない 提供拒否 の禁止等	従	 特定地域型保育事業者は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 特定地域型保育事業者は、利用申込数が利用定員の数を上回る場合は、保育の必要の程度・家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 特定地域型保育事業者は、上記の選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。(第39条第1項から第3項まで) 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
		参	・ 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (第39条第4項)	
37	あっせ ん、調整 及び要請 に対する 協力	従	 特定地域型保育事業者は、区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 特定地域型保育事業者は、No.2(ウ)の子どもに係る特定地域型保育事業の利用について保育の需要に応ずるに足りる認定こども園、保育所又は家庭的保育事業等が不足するおそれがある場合等に区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。(第40条) 	国基準のとおり
38	心身の状 況等の把 握	参	・ 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。(第41条)	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
39	特・設定 保等 連教 育 と 携	従	 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次の事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、この基準の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。(附則第5条)) ① 特定地域型保育の提供を受けている子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言等を行うこと。 ② 必要に応じて、代替保育を提供すること。 ③ 特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた子どもを、特定地域型保育の提供を受けていた子ともを、特定地域型保育の提供を受けていた子どもを、特定地域型保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ・ 居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、その乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、あらかじめ、連携する区の指定する施設を適切に確保しなければならない。 ・ 事業所内保育事業を行う者であって、利用定員が20人以上のものについては、連携施設の確保に当たって、集団保育の機会の設定、代替保育の提供等に係る連携協力を求めることを要しない。(第42条第1項から第3項まで) 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
		参	・ 特定地域型保育事業者は、円滑な移行に資するよう、 特定地域型保育の提供を終了する際、子どもについて の情報を提供し、連携施設、特定教育・保育施設等と の連携に努めなければならない。(第42条第4項)	
40	利用者 負担額等 の受領	従	 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から、特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、保護者から受けることができる。 特定地域型保育事業者は、日用品の購入費用、行事への参加費等の支払を保護者から受けることができる。 特定地域型保育事業者は、上記の費用の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価や日用品の購入費用等の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途、額、支払を求める理由について書面によって明らかにし、保護者に対して説明を行い、文書による同意(日用品の購入費用等の金銭の支払に係る同意は文書によることを要しない。)を得なければならない。(第43条) 	国基準のとおり
41	特定地域 型保育の 取扱方針	従	・ 特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、 それぞれの事業の特性に留意して、特定地域型保育の 提供を適切に行わなければならない。(第44条)	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
42	特定地域 型保育に 関する 評価等	参	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。特定地域型保育事業者は、外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。(第45条)	国基準のとおり
43	運営規程	参	 特定地域型保育事業者は、次の事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 事業目的・運営方針 提供する特定地域型保育内容 職員の職種、員数、職務内容 開所日、開所時間 利用者負担額、費用の種類 利用定員 利用の開始に関する事項、選考方法等の留意事項 緊急時等の対応方法 非常災害対策 虐待の防止に関する事項 その他重要事項(第46条) 	国基準のとおり
44	勤務体制 の確保等	参	 特定地域型保育事業者は、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 特定地域型保育事業者は、事業所ごとに、その事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。 (第47条) 	国基準のとおり
45	定員の 遵守	参	・ 特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある 場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供 を行ってはならない。(第48条)	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
46	記録の 整備	参	 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 特定地域型保育の提供に当たっての計画 提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録 区への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況や処置についての記録(第49条) 	国基準のとおり
47	準用	従参	 No.22 から No.24 までの規定は特定地域型保育事業についても適用する。(第50条) No.6、No.7、No.9、No.10、No.12、No.15 から No.17 まで、No.21 及び No.25 から No.30 ま 	国基準のとおり
特例	地域型保育		での規定は特定地域型保育事業についても適用する。 (第50条) 費に関する基準	
48	特別利用 地域型保 育の基準	従	 特定地域型保育事業者がNo.2(ア)の子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、区が条例で定める設備及び運営についての基準(以下「地域型保育事業の認可基準」という。)を遵守しなければならない。 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、No.2(ア)の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、特別利用地域型保育を提供する場合には、特別利用地域型保育については、一部の規定を除き特定地域型保育事業者の運営に関する基準を適用する。(第51条) 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
49	特定利用 地域型保 育の基準	従	 特定地域型保育事業者がNo.2(イ)の子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、No.2(イ)の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育については、一部の規定を除き特定地域型保育事業者の運営に関する基準を適用する。(第52条) 	国基準のとおり

(3) 保育の必要性の認定等に関する基準(案) について

以下、子ども・子育て支援法施行規則(国基準)及び保育の必要性の認定に関する国の方針(国基準案)と杉並区基準(案)となります。保育の必要性の事由のうち区が定めるべき箇所は、波線の部分となります。

No.	項目	国基準(概要)	杉並区基準(案)
1	保要性のののの	子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当することとする。 ① 一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に区が定める時間以上労働することを常態とすること。(10年間は、一月において、区が定める時間以上労働することを常態とすること。(附則第2項)) ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ④ 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。 ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 ⑥ 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。 ⑦ 次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校その他これらに準する教育施設に在学していること。イ 職業訓練、指導員訓練等を受けていること。イ 配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること(アに該当する場合を除く。) ⑨ 育児休業をする場合であって、育児休業に係る子ども以外の子どもが特定教育・保育施設等を利用しており、育児休業の間にその特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。 ① 上記に類するものとして区が認める事由に該当すること。 ① 上記に類するものとして区が認める事由に該当すること。	保育の必要性の事由①の「区が定める時間」は、48時間とする。

No.	項目	国基準案	杉並区基準(案)
	保育の	〇保育標準時間:1日11時間まで	国基準案のとおり
2	必要量	(就労時間の下限は、1週当たり30時間程度とする。)	
	心女里	〇保育短時間:1日8時間まで	
		調整指数等により、優先利用を可能とする。	国基準案のとおり
		優先利用の対象事項の例示は以下のとおり。	
		① ひとり親家庭	
		② 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)	
		③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	
	盾件利田	④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必	
3	優先利用 等	要な場合	
		⑤ 子どもが障害を有する場合	
		⑥ 育児休業明け	
		⑦ 兄弟姉妹(多胎児を含む。)が同一の保育所等の利用	
		を希望する場合	
		⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	
		⑨ その他区が定める事由	

【保育の必要性の事由①の「区が定める時間」を48時間とする理由】 (No.1)

現在、保育認定に当たっての就労時間の下限は、48時間(1月に12日かつ1日4時間の就労が最低限必要)としています。

また、新制度において、自治体は、保護者の置かれている環境に応じて多様な保育サービスが提供される体制の確保が求められています。

区は、保護者の多様な就労形態に対応できるよう、勤務日数を問わず選択範囲の最小値である48時間を就労時間の下限とします。

(4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) について

以下、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国基準)と杉並区基準(案)となります。国基準を変更する箇所は、*波線*の部分となります。なお、【従】とあるのは「国基準に従うべきとされているもの(従うべき基準)」、【参】とあるのは「地域の実情に応じて国と異なる内容を定めることが許容されるもの(参酌すべき基準)」です。

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
1	基準の 目的	_	・ 利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、 心身ともに健やかに育成されることを保障する。(第2条)	国基準のとおり
2	基準の 向上		 区長は、児童の保護者等の意見を聴き、放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)を行う者(以下「事業者」という。)に対し、基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 区は、基準を常に向上させるよう努める。(第3条) 	国基準のとおり
3	基準と 事業者	参	・ 事業者は、基準を超えて、常に、その設備等を向上させなければならない。・ 基準を超えている場合は、その設備等を低下させてはならない。(第4条)	国基準のとおり
4	事業の 一般原則	参	 事業は、地域等と連携し、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を目的とする。 事業者は、利用者の人権に配慮し、人格を尊重する。 事業者は地域社会と交流・連携し、保護者及び地域社会に対し、事業の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。 事業者は、運営内容を自己評価し、結果を公表するよう努めなければならない。 事業所の構造設備は、利用者の保健衛生や危害防止を考慮したものとする。(第5条) 	国基準のとおり
5	事業者と 非常災害 対策	参	事業者は、消火用具、非常口等を設置し、非常災害に対する計画を立て、訓練するよう努めなければならない。避難・消火訓練は定期的に行わなければならない。(第6条)	国基準のとおり
6	職員の 一般的	参	・ 職員は、健全な心身、豊かな人間性・倫理観を持ち、 児童福祉事業に熱意のある者等でなければならない。	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
	要件		(第7条)	
7	職員の知識・技能の向上等	参	・ 職員は、自己研さんに励み、必要な知識・技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。・ 事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。(第8条)	国基準のとおり
8	設備の 基準	参	 事業所には、遊び・生活や静養のための専用区画を設け、必要な設備・備品等を備えなければならない。 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 開所時間中、専用区画等は専ら事業に使用しなければならない。 専用区画等は、衛生・安全が確保されたものでなければならない。(第9条) 	国基準のとおり
9	支援の 単位	参	・ 支援の単位は、事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。(第10条第4項)	国基準のとおり
10	職員	従	 事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員(以下「支援員」という。)を置かなければならない。 支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、そのうち一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの(平成32年3月31日までは同日までに修了することを予定している者を含む。(附則第2条))でなければならない。 保育士の資格を有する者 社会福祉士の資格を有する者 社会福祉士の資格を有する者 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(⑨において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
			⑤ 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社	
			会学、芸術学若しくは体育学(以下「社会福祉学等」	
			という。)を専修する学科又はこれらに相当する課	
			程を修めて卒業した者	
			⑥ 大学において、社会福祉学等を専修する学科又は	
			これらに相当する課程において優秀な成績で単位	
			を修得したことにより、大学院への入学が認められ た者	
			⑦ 大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科	
			又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	
			8 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学	
			科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	
			③ 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後	
			児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で	
			あって、区長が適当と認めたもの	
			・支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら支援の	
			提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者	
			が20人未満の事業所であって、支援員のうち1人を	
			除いた者又は補助員が同一敷地内の他の施設の職務	
			に従事している場合等、利用者の支援に支障がない場	
			合は、この限りでない。	
			(第 10 条第1 項から第3項まで及び第5項)	
			・ 事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によ	国基準のとおり
11	利用者の	参	って、差別的取扱いをしてはならない。	
' '	取扱い	2	・ 事業者の職員は、利用者に対し、虐待等の行為をし	
			てはならない。 (第11条、第12条)	
			・ 事業者は設備、食器、飲用水等の衛生的な管理に努	国基準のとおり
			めなければならない。	
12	衛生管理	参	・ 事業者は、感染症又は食中毒の発生・まん延の防止	
	等)	に努めなければならない。	
			・ 事業所には、必要な医薬品を備え、適正に管理しな	
			ければならない。 (第13条)	
			・ 事業者は、事業所ごとに、次の事項に関する運営規	国基準のとおり
13	運営規程	参	程を定めておかなければならない。	
	-		① 事業目的・運営方針	
			② 職員の職種、員数、職務内容	

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
			 ③ 開所日・開所時間 ④ 支援内容・利用者負担額 ⑤ 利用定員 ⑥ 事業の実施地域 ⑦ 利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等の対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑪ 虐待の防止に関する事項 	
14	帳簿	参	① その他重要事項(第14条) ・ 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。(第15条)	国基準のとおり
15	秘密保持	参	・ 事業者の職員(退職者を含む。)は、業務上知り得 た秘密を漏らしてはならない。(第16条)	国基準のとおり
16	苦情対応	参	 事業者は、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 事業者は、その行った支援に関し、区から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 事業者は、東京都社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の調査にできる限り協力しなければならない。(第17条) 	国基準のとおり
17	開所時間 及び日数	参	 事業者は、事業所の開所時間について、次に定める時間以上を原則として、事業所ごとに定める。 ① 小学校の授業の休業日に行う事業 1日につき8時間 ② 小学校の授業の休業日以外の日に行う事業 1日につき3時間 ・事業者は、事業所の開所日数について、1年につき250日以上を原則として、事業所ごとに定める。(第18条) 	関所時間は国基 準のとおり 関所日数は1年 につき280日 以上を原則とす る。
18	保護者 との連絡	参	・ 事業者は、保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康・行動を保護者に説明するとともに、支援の内容等につき理解・協力を得るよう努める。(第19条)	国基準のとおり
19	関係機関 との連携	参	・ 事業者は、区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等と密接に連携して、利用者の支援に当たらなけ	国基準のとおり

No.	項目	従参	国基準(概要)	杉並区基準(案)
			ればならない。(第20条)	
20	事故発生 時の対応	参	・ 事業者は、事故が発生した場合は、速やかに、区、 保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。・ 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行わなければならない。(第21条)	国基準のとおり

【国の基準と異なる基準を定める理由】

(No.17)

国基準は、学校の平日と長期休業を想定し250日としているところです。現在の子育て世代の保護者は、勤務形態が多様化しており、土曜日が就労日となっている保護者も多く、区は、このような実情を踏まえ、国基準に加え土曜日も開所することとし、開所日数は1年につき280日以上を原則とします。

(5) 過料について

1 趣旨

新制度では、区は、教育・保育給付に関して、必要があると認めるときは、保護者や事業者等に対し、書類の提出や提示・報告を命じたり、区の職員に質問や立入検査をさせることができることとされています。(子ども・子育て支援法第13条、第14条)

また、区が教育・保育給付の支給認定を行った保護者に対し、一定の場合は支給認定証の提出や返還を求めるものとされています。(子ども・子育て支援法第23条、第24条)

そして、正当な理由なくこれらを拒んだ者等に対し、区が条例で10万円以下の過料を科する規定を設けることができるとされています。(子ども・子育て支援法第87条)

杉並区においても、法の規定の実効性を担保し、適正な行政運営を確保するため、これらの 者に過料を科すこととし、関係する条例にその規定を盛り込むこととします。

2 概要

対象となる者	対象となる場合	根拠条項
① 就学前の子ども	教育・保育給付に関して、正当な理由なしに、	子ども・子育て支
② 就学前の子どもの保護	① 必要な報告、文書等の提出・提示、区職員の	援法第87条第1
者	質問に対する答弁をしない場合	項
③ 就学前の子どもが属	② 虚偽の報告、虚偽の文書等の提出・提示、区	
する世帯の世帯主・世帯	職員の質問に対する虚偽の答弁をした場合	
員		
④ ①~③であった者		
① 教育・保育従事者	教育・保育給付に関して、正当な理由なしに、	子ども・子育て支
② 教育・保育事業者	① 必要な報告、文書等の提出・提示、区職員の	援法第87条第2
③ ①・②であった者	質問に対する答弁をしない場合	項
	② 虚偽の報告、虚偽の文書等の提出・提示、区	
	職員の質問に対する虚偽の答弁をした場合	
	③ 区職員による立入検査(設備・帳簿書類等)	
	を拒否、妨害、忌避した場合	
教育・保育給付の支給認定	① 保護者からの申請又は職権により区が支給	子ども・子育て支
保護者	認定を変更する場合に、支給認定証を提出しな	援法第87条第3
	いとき	項
	② 転出等により区が支給認定を取り消した場	
	合に、支給認定証を返還しないとき	

※過料の金額はいずれの場合も10万円以下です。

4 用語説明

No.	用語	用語説明
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」
		②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
		に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部
		改正法)
		③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保
		育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法
		律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の
		整備法)
2	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保
		されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての
		支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支
		援
3	子ども・子育て支援給付	施設型給付、地域型保育給付及び児童手当等の給付措置の総称
4	地域子ども・子育て支援	子ども・子育て支援法により新たに法定化された、地域子育て支
	事業	援拠点事業、一時預かり事業、延長保育、学童クラブ等の 13 事業
5	教育・保育施設	就学前の子どもに教育・保育を提供する施設で、都の認可・認定
		を受けた認定こども園、幼稚園、保育所
6	施設型給付	子ども・子育て支援給付のうち、教育・保育施設を通じた共通の
		給付
7	特定教育・保育施設	区が、施設型給付の対象であることを確認した教育・保育施設。
		※施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園、区立子供
		園は除く。
8	認定こども園	幼稚園、保育所等のうち「就学前の子どもに幼児教育・保育を一
		体的に提供する機能」「地域における子育て支援を行う機能」の
		2つの機能を備え、認定基準を満たし、都が認定した施設。
		設置方法により、幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型
		があり、保護者の就労状況を問わず利用できる。
		現制度は文部科学省、厚生労働省の合同所管となっているが、新
	11.71.50	制度では内閣府が所管
9	幼稚園	文部科学省の所管で、学校教育法に基づく教育施設
10	認可保育所(保育園) 	施設の広さ、保育士の数、給食施設等の一定基準を満たし都の認
		可を受けた保育所(保育園)
11	到可以但奈坎克	厚生労働省の所管で児童福祉法に基づく児童福祉施設
11	認可外保育施設 	施設、定員等が一定基準に満たない、認可保育所以外の保育施設。 認証保育所
		認証保育所、小規模保育所、杉並区保育室等がある。

No.	用語	用語説明
12	地域型保育事業(家庭的	保育が必要な満3歳未満の乳幼児について行う家庭的保育事業、
	保育事業等)	小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の総
		称
		地域型保育事業と家庭的保育事業等の意味する内容は同じ。国の
		規定では、内閣府(子ども・子育て支援法)は地域型保育事業と、
		厚生労働省(児童福祉法)は家庭的保育事業等と記載されている。
13	地域型保育給付	子ども・子育て支援給付のうち、地域型保育に対する給付
14	特定地域型保育事業	区が、地域型保育給付の対象であることを確認した地域型保育事
		業
15	家庭的保育	主に満3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5 人以下
		で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者が
		行う保育
16	小規模保育	主に満3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6 人以上
		19 人以下で行う保育
17	居宅訪問型保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とす
		る乳児・幼児の居宅において家庭的保育者が行う保育
18	事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設にお
		いて、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする
		子どもに行う保育
19	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた区が、保育の必要性の認定の基準に基づ
		き、就学前子どもを3つの区分に認定する仕組み。
		※【参考】認定区分
		・ 1 号認定:教育標準時間認定(幼稚園、認定こども園を利用)
		・ 2 号認定:満 3 歳以上保育認定(保育所、認定こども園を利
		用)
		・3号認定:満3歳未満保育認定(保育所、認定こども園、地
20		
20	「認可」制度	児童福祉法等に基づき、人員配置や面積など施設・事業に必要な
		基準を満たしていることについて、教育・保育施設は都が、地域 型保育事業は区が認可を行う制度
21	「T女≡刃」 失川 立	全体自争素は区が認可を11 J向度 児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・
	「確認」制度	第業者からの申請に基づき、区が、各施設・事業の利用定員を定
		事業もからの申請に基づさ、区が、合施設・事業の利用に員をに めた上で、給付による財政支援の対象となる施設・事業であるこ
		めた上く、和りによる別以又接の別家となる地設・事業とめるととの確認を行う制度
22		2の確認を行う制度 1号認定子どもに対して提供される保育(地域型保育を除く。)
23	特別利用教育	2号認定子どもに対して提供される教育(特定教育・保育を除く。)
24	特別利用地域型保育	1号認定子どもに対して提供される地域型保育

No.	用語	用語説明
25	特定利用地域型保育	2号認定子どもに対して提供される地域型保育
26	家庭的保育者	保育士又は別途規定する資格を有し、育児経験又は 3 年以上の
		保育経験を有する者であって、区長が行う研修等を修了し、保育
		に専念でき、欠格事由等に該当しない者とする。
		家庭的保育、小規模保育C型、居宅訪問型保育に従事
27	家庭的保育補助者	区長が行う研修等を修了した者であって、家庭的保育者を補助す
		るもの
		家庭的保育、小規模保育C型に従事
28	研修修了者	区長が行う研修を修了した者
		小規模保育B型、小規模型事業所内保育に従事

別紙資料

国基準一覧

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1~P17
●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準・・・	P18~P35
●子ども・子育て支援法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P36~P37

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準・・・・・P38~P42

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 [平成二十六年四月三十日号外厚生労働省令第六十一号]

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則(第一条—第二十一条)

第二章 家庭的保育事業(第二十二条—第二十六条)

第三章 小規模保育事業

第一節 通則(第二十七条)

第二節 小規模保育事業A型(第二十八条—第三十条)

第三節 小規模保育事業B型(第三十一条·第三十二条)

第四節 小規模保育事業C型(第三十三条—第三十六条)

第四章 居宅訪問型保育事業(第三十七条—第四十一条)

第五章 事業所内保育事業 (第四十二条—第四十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

- 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
 - 一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書(保育に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条及び第四十七条の規定による基準
 - 二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第二十条、第二十二条第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十五条(第三十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。)及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十五条並びに附則第二条から第五条までの規定による基準
 - 三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める 基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの
- 2 設備運営基準は、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の監督に属する家庭的保育

事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用している乳児又は幼児(満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

- 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準の目的)
- 第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と家庭的保育事業者等)
- 第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

- 第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格 を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域 社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならな い。
- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、 常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に 対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

- 第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
 - 一利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭 的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - 二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。) を提供すること。
 - 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業 (法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児 にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同 じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、 引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

- 第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第八条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、 豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉 事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

- 第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの 事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなら ない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなけれ ばならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備

及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費 用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる 行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に 関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱 める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

- 第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理 を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要 な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理 に努めなければならない。

(食事)

- 第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等 内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を 兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなけれ ばならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、 変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児 の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努め なければならない。

(食事の提供の特例)

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な

調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- 一利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、 衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契 約内容が確保されていること。
- 二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等 について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行 われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- 四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に 応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう 努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
 - 一 連携施設
 - 二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業(法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
 - 三 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

- 第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
- 4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

- 第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 提供する保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
 - 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用 乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応)
- 第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 家庭的保育事業

(設備の基準)

- 第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。
 - 一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
 - 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。
 - 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
 - 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
 - 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わ

るべき場所を含む。次号において同じ。)があること。

- 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。
- 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

(職員)

- 第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理 員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置 かないことができる。
 - 一 調理業務の全部を委託する場合
 - 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。) は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - 二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭 的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事そ の他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをい う。第三十四条第二項において同じ。)とともに保育する場合には、五人以下とする。 (保育時間)
- 第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の 内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三章 小規模保育事業

第一節 通則

(小規模保育事業の区分)

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第二節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の

設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほ ふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につきー・九八平方メートル以上、屋外遊 戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物 又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分 ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十 八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号 に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火 構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の 屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

四階以常	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規 定する構造の屋外階段
避	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただ し、同条第一項の場合においては、当該階段の構造 は、建築物の一階から保育室等が設けられている階 までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー 又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは 排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大 臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排 煙することができると認められるものに限る。)を 有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条 第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとす る。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の 屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規 定する構造の屋外階段

- ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- 二 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。 以下この二において同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建 築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百 十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、 暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部 分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する 設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が 施されていること。

(職員)

- 第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により 搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことがで きる。
- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた 数以上とする。
 - 一 乳児 おおむね三人につき一人
 - 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
 - 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第 二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
 - 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保 健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 (準用)
- 第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。 この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において 「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第三十条に おいて準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、 第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」 とする。

第三節 小規模保育事業B型

(職員)

- 第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数 に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
 - 一 乳児 おおむね三人につき一人
 - 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
 - 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第 二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
 - 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保 健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 (進用)
- 第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第

二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第四節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

- 第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の 設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほ ふく室、調理設備及び便所を設けること。
 - 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上 であること。
 - 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
 - 四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
 - 五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋 外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
 - 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
 - 七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

- 第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭 的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。 (利用定員)
- 第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

(準用)

第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。

第四章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対す る保育
- 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十四条第五項又は第四十六 条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育
- 四 母子家庭等(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
- 五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難 であると市町村が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児 の数は一人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。 この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において 「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及 び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第五章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第四十二条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。) は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳 児又は幼児(法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児を いう。)の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
一人以上五人以下	一人

六人以上七人以下	二人
八人以上十人以下	三人
十一人以上十五人以下	四人
十六人以上二十人以下	五人
二十一人以上二十五人以下	六人
二十六人以上三十人以下	七人
三十一人以上四十人以下	十人
四十一人以上五十人以下	十二人
五十一人以上六十人以下	十五人
六十一人以上七十人以下	二十人
七十一人以上	二十人

(設備の基準)

- 第四十三条 事業所内保育事業(利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五 条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保 育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室 又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事 業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。)及び便所を設け ること。
 - 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であるこ と。
 - 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
 - 五 満二歳以上の幼児(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
 - 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につきー・九八平方メートル以上、屋外遊 戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
 - 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
 - 八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する 準耐火建築物であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分

ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火 構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の 屋外傾斜路又はこれに準ずる設備3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規 定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は 同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただ し、同条第一項の場合においては、当該階段の構造 は、建築物の一階から保育室等が設けられている階 までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー 又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは 排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大 臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排 煙することができると認められるものに限る。)を 有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条 第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとす る。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の 屋外傾斜路

- 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規 定する構造の屋外階段
- ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- 二 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料 でしていること。
- へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する 設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎 処理が施されていること。

(職員)

- 第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。 ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。
 - 一 乳児 おおむね三人につき一人
 - 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
 - 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十二項 第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
 - 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務 する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

(準用)

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第四十六条において準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

- 第四十七条 事業所内保育事業(利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加 えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
 - 一 乳児 おおむね三人につき一人
 - 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
 - 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十二項 第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
 - 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務 する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 (進用)
- 第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第二十五条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条柱書き中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。)」と、同条第四号中「(法第六条の三第十項第二号」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す

る法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。 (食事の提供の経過措置)

- 第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二条第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一号(調理員に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(調理員に係る部分に限る。)、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十四条第一項(調理員に係る部分に限る。)が第五号(調理室に係る部分に限る。)が第五号(調理室に係る部分に限る。)が第五号(調理室に係る部分に限る。)がでに第四十七条第一項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。(連携施設に関する経過措置)
- 第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援 法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことがで きると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日 から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型に関する経過措置)

第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第五条 小規模保育事業C型にあっては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の 日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすること ができる。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準〔平成二十六年四月三十日号外内閣府令第三十九号〕

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十四条第三項、第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を次のように定める。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
 - 第一節 利用定員に関する基準 (第四条)
 - 第二節 運営に関する基準 (第五条-第三十四条)
 - 第三節 特例施設型給付費に関する基準 (第三十五条・第三十六条)
- 第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
 - 第一節 利用定員に関する基準 (第三十七条)
 - 第二節 運営に関する基準 (第三十八条—第五十条)
 - 第三節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第五十一条・第五十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

- 第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第三十四条 第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣 府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による 基準とする。
 - 一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条の規定による 基準
 - 二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項、第六条(第五項を除く。)、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条及び第三条第一項の規定による基準
 - 三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条 例を定めるに当たって従うべき基準 第三十七条及び附則第四条の規定による基準
 - 四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで(第五十条において準用する場合に限る。)、第三 世界の 第三十九条(第四項を除く。)、第四十条、第四十二条第一項から第三項 まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第三条第二項及び第五条の規定による基準
 - 五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は 第四十六条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たっ

て参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

- 第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。
 - 二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。
 - 三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。
 - 四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。
 - 五 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第九項に規 定する家庭的保育事業をいう。
 - 六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。
 - 七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業 をいう。
 - 八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をい う。
 - 九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。
 - 十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。
 - 十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。
 - 十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。
 - 十三 支給認定の有効期間 法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。
 - 十四 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
 - 十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。
 - 十六 法定代理受領 法第二十七条第五項(法第二十八条第四項の規定において準用する場合を含む。)又は法第二十九条第五項(法第三十条第四項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
 - 十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
 - 十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。
 - 十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。
 - 二十 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。
 - 二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。
 - 二十二 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを

目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、 市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の 児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との 密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

- 第四条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を二十人以上とする。
- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に 定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条 第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学 前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - 一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号 に掲げる小学校就学前子どもの区分

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
 - イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機と を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに記録する方法

- ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項 に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的 方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教 育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実 に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を 記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機 と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい う。
- 5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的 方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対 し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該 利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第四項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先

的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、 選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を 提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹 介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項 の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ど もに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第 七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う 調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

- 第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。 (心身の状況等の把握)
- 第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。

以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第二十七条第三項第一号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主 食の提供に係る費用に限る。)
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証 を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該 金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって 明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければ ならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によること を要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法

- 第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用 の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認 められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなけれ ばならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号 に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - 一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)
 - 二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第 九項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第四号に掲げる事項
 - 三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規 定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をい う。)
 - 四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三 号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める 指針
- 2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等)
- 第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常に その改善を図らなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その 他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又 は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなけ ればならない。

(相談及び援助)

第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給 認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの 保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

- 第二十条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する 規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する特定教育・保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども の区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同 じ。)及び時間、提供を行わない日
 - 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びそ の額
 - 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
 - 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第 六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。)
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第二十一条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければな らない。

(定員の遵守)

- 第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (掲示)
- 第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の 概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十四条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は 特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなら ない。

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の 十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしては ならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

- 第二十六条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)
- 第二十七条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給 認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならな い。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等)
- 第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子 どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択するこ とができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報 の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

- 第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第五十九条第一号に規定する事業をいう。) その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う 者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金 品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は 支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども 等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口 を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村 に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動 等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止 のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告 され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生 した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な 措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき 事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号 に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
 - 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - 二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

- 三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 第三節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

- 第三十五条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とある。とする。

(特別利用教育の基準)

- 第三十六条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第十九条第一項 第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供 する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする。

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

- 第三十七条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。)にあっては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を一人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第十九条第一号第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号へに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号へに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)
- 第三十九条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正 当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就 学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所 の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超 える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び 家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に

利用できるよう、選考するものとする。

- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した 上で、選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、 連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な 措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項 の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項 (同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により 市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子ども の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努 めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
 - 一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - 二 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域 型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する 特定教育・保育をいう。)を提供すること。
 - 三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども (事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定する その他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保 育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引 き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七 条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわら ず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受 けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第四十二条に規定す る障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設(以下この項において「居宅訪

問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第二十九条第三項第一号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品
 - 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

- 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収 証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条 の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それ ぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

- 第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、 常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、 常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第四十六条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 提供する特定地域型保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
 - 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びそ の額
 - 六 利用定員
 - 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。)
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ ならない。

(定員の遵守)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

- 第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかな ければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各 号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
 - 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
 - 二 次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項 の提供の記録
 - 三 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(進用)

第五十条 第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、第十七条から第十九条 まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。 この場合において、第十四条第一項中「施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特例 施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第 三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読 み替えるものとする。

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

- 第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第 一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、 特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第三十九条第二項及び第 四十条第二項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第 一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、 特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附則

(施行期日)

- 第一条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。 (特定保育所に関する特例)
- 第二条 特定保育所(法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第十三条第一項中「(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第二項中「(法第二十七条第三項第一号に規定する額」とあるのは「(法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「支払を」とあるのは「支払を、市町村の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。
- 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 (施設型給付費等に関する経過措置)
- 第三条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定

した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、第四十三条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第四条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して 五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

子ども・子育て支援法施行規則〔平成二十六年六月九日内閣府令第四十四号〕

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則を次のように定める。

子ども・子育て支援法施行規則

子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- 七次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- ロ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項に規定する 公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定す る職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練 又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律 第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 人 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童 虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが 困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)
- 九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就 学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教 育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施 設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

附則

(施行期日)

- 1 この府令は、法の施行の日から施行する。
 - (就労時間に係る要件に関する特例)
- 2 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」

とする。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準〔平成二十六年四月三十日号外厚生労働省令第六十三号〕

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(趣旨)

- 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
 - 一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業(法第六条の三第 二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)に従事する者及びその員数 について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 十条(第四項を除く。)及び附則第二条の規定による基準
 - 二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及び その員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省 令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの
- 2 設備運営基準は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の監督に属する放課後児 童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環 境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やか に育成されることを保障するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準の目的)
- 第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と放課後児童健全育成事業者)
- 第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その

保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域 社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を 適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

- 第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意 と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。 (放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)
- 第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、 豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉 事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

- 第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するため の機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。) は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成 事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、こ の限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 (職員)
- 第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員

を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、 補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五 項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
 - 一 保育士の資格を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭 となる資格を有する者
 - 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を 修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学者しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を 専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時 に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児 童の数は、おおむね四十人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別 的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げ

- る行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (衛生管理等)
- 第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水 について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

- 第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 開所している日及び時間
 - 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - 五 利用定員
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 事業の利用に当たっての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らか にする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応)
- 第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、

次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、 当該事業所ごとに定める。

- 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間
- 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等 関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の 適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月 三十一日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

ご意見をお寄せください

~ 子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)について ~

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください(お名前等の公表はいたしません)

1 杉並区内にお住まいの方		
 お名前:	ご住	
2 杉並区内に通勤・通学されている方		
お名前	<u></u> <u>ご住</u>	<u>所</u>
勤務先 学校名	所在	地
3 事業者(<u> </u>
事業者名		代表者名
【ご意見をご記入ください】		
【提出方法】		れた窓口に直接提出していただくか、下記提出先あ
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	ください。Eメールでもご意見をお受けしています。 「電子掲示板」にご意見を書き込むこともできます。
		ご利用される場合は、事前登録が必要になります。
	限 平成26年8月10日(日)	
☆ 提出分	先 子育て支援課 新制度準備担	
	〒166-8570 杉並区	阿佐谷南一 J 目 1 5 番 1 号 1 1 1 (代表) 内線 1 3 9 8
	FAX 03 (5307) 0	
	E-mail k-sien-k@city.sug	
	区公式ホームページ http	://www.city.suginami.tokyo.jp

◎ ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、本年9月頃に広報すぎなみなどで公表する予定

です。